

兵庫県公報

令和元年5月31日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年5月31日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第1号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項の表に次のように加える。

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	1人1回につき301,000円
--------------------	-----------------

附則

この管理規程は、令和元年6月1日から施行する。